

埼玉県小売業SAFE協議会 設置要綱

令和4年9月6日制定
令和5年1月31日改定

1 設置趣旨・目的

小売業における休業4日以上労働災害が年々増加傾向にあり、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）が増加し、これら行動災害が労働災害全体の約4割という状況にある。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生しており、その影響は人材の定着、育成等の企業の経営活動にも影響を及ぼすことから、その対策が喫緊の課題となっている。

本会議は、行動災害の予防対策等による働きやすい店舗づくりが、利用者の利用したい店舗づくりにつながるものにとらえ、安全衛生に対する意識啓発、自主的な安全衛生活動の定着等を図ることを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の安全衛生方針の策定
- (2) 構成員の安全衛生計画（現状把握、取組方針、目標の設定）の共有
- (3) 計画に基づき実施した安全衛生活動の評価・改善のフォローアップ
- (4) 働きやすい職場づくりに関する情報共有・情報交換
- (5) 行動災害防止対策や健康づくりに関するセミナー
- (6) SAFEコンソーシアムへの参加・アワードへの応募
- (7) 安全衛生活動を支援する事業者との連携

3 構成員

埼玉県内の小売業で参加申込みのあった事業者

4 会議の開催及び運営

年2回の開催とし、会議の事務局は埼玉労働局労働基準部健康安全課が行う。

5 その他留意事項

その他会議の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。